

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書

(議決日 3月17日)

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する認知が大きく進む一方、日常生活や、就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別を受け、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状があるが、不当な差別があってはならない。

性的マイノリティは、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や、意図せずに知られた場合、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面し自死のリスクが高いことも指摘されている。また、性のあり方（セクシュアリティ）が本人の同意なく第三者に暴露されるアウトティングも大きな問題となっており、様々な差別言動が頻発し、性的マイノリティの安全を脅かしていることから、性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題となっている。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くある。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することで、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものとなる。

よって、国におかれては、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や、性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を実現するための法整備・環境整備をされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官

委員会提出議案第1号：酪農経営の存続に向けた支援を求める意見書

(議決日 3月17日)

安全で健やかな国民の食生活に不可欠な牛乳・乳製品の原料となる生乳は、酪農家による朝夕の搾乳や給餌作業など年中無休の環境の中で生産されている。また、生乳は、ヒトが利用できない草資源から生み出されるものであり、自給飼料の生産や農作物生産における堆肥の利活用を通じ、国土保全や循環型農業の実現に大きく寄与している。

一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー、穀物の価格高騰や円安の進展等により、配合飼料等あらゆる生産資材が高騰し、生乳需給のバランスが大きく崩れた結果、酪農経営は、危機的な状況に追い込まれている。

こうした中、国では、補正予算等により飼料価格高騰や生乳の需給バランス改善に向けた対策、民間団体と連携した牛乳・乳製品の消費拡大に向けた「牛乳でスマイルプロジェクト」を立ち上げるなど考えるあらゆる対策を措置した。

また、本県においても独自に配合飼料及び粗飼料等の価格高騰への支援、広報番組を通じた消費拡大対策等に取り組んできたが、危機的な経営環境は続いており、引き続き、万全の対策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、国民生活に不可欠な生乳の安定生産に向け、酪農家が安心して経営を存続できるよう下記の事項について引き続き措置されるよう強く要望する。

記

- 1 牛乳・乳製品の消費拡大と消費者の理解醸成に向けた取組及び国内生産の牛乳・乳製品の輸出拡大に向けた取組に対し支援すること。
- 2 配合飼料価格安定制度の適切な運用及び機能を強化すること。
- 3 耕畜連携や飼料生産に係る取組及び水田を含めた飼料基盤における自給飼料生産の維持・増産の取組に対し支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、内閣官房長官